

対し審議ヲホメタルガ工場長ハ前全様ノ態度ナ
リシタメ班長排斥ニ関シ労働者側ハ「事實ヲ指
摘スル」ト称シ一旦引取リ約一時間後再会見シ
櫻井、高橋両班長ト対質セルモ水掛論ニ終リ工
場長ヨリ謝停スル迄アリシモ労働者側ハ肯セズ
「兩人ヲ退職セシムルコト能ハカレバ班長ヲ辞
セシメラシタシ」トホメタルモ容ル、必トナ
カリシタメ再会見後一時間半ニシテ引取リタリ
D労働者側ハ更ニ再協議ノ上板花等ヲ代表トシ三
度工場長ニ会見嘆願書第三項第四項ヲ容ル、意
ナキマシ工場長ニ憤シタルニ目下ノ状態ニテハ
不可能ナル旨ノ回答シ段々引取リタリ

(四)労働者側ノ行動

A 客月三十日工場長ノ訓示後五十四名ノ労働者ハ
工場内ニ集合協議ヲ為シ居リテ就業セカルタメ
班長等ハ就業方ヲ懲責セルニ排斥ヲ受ケ居ルニ
名ハ労働者等ヨリ暴行ヲ加ヘラレニトシ事務所
内ニ逃亡シ事ナキヲ得タリ

B 三十日工場長ト交渉後五十名ハ脱衣場ニ集合、
就業ノ可否ヲ協議採決ノ結果多数ニテ罷業ヲ為
スコトニ決定爭議資金トシテ一人五十銭宛シ献
出シタリ

C 十月一日板橋町下板橋九八三番地ニ二階建一戸
ヲ借受ケ爭議団本部ヲ設置シ全日ヨリ罷業ヲ決